消防計画

年　　月　　日作成

第１　目的及びその適用範囲等

１　目的

　　この計画は、　　　　　　　　　　の規定に基づき、

の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

２　適用範囲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 に勤務し、出

入りするすべての者に適用するものとする。

３　防火管理業務の一部委託について〔　該当・非該当　〕

（１）　委託者からの指揮命令

　　　　　委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定める

ところにより、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の指示・

指揮命令の下に適正に業務を実施する。

（２）　委託者への報告

　　　　　受託者は、受託した防火管理業務について定期に防火管理者に

報告する。

（３）　防火管理業務の委託状況

　　　　　別表８「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第２　管理権原者及び防火管理者の業務と権原

１　管理権原者

（１）　管理権原者は、　　　　　　　　の防火管理業務について、す

べての責任を持つものとする。

（２）　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管

理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選

任して、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、

必要な指示を与えなければならない。

（４）　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を発見し

た場合は、速やかに改修しなければならない。

２　防火管理者

　　防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持

って、次の業務を行う。

（１）　消防計画の作成（変更）

（２）　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施

（３）　火災予防上の自主検査の実施と監督

（４）　次の項目の点検を実施するとともに、不備や欠陥箇所がある場

合は、改修促進を図る。

　　　ア　建物

イ　防火設備

ウ　避難施設

　　　エ　電気設備

　　　オ　危険物施設

　　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）

　　　キ　消防用設備等・特殊消防用設備等

（５）　防火対象物の法定点検の立会い（該当・非該当）

（６）　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い

（７）　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立

（８）　火気の使用、取扱いの指導、監督

（９）　収容人員の適正管理

（10）　　　　に対する防災教育の実施

（11）　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督

（12）　管理権原者への提案や報告

（13）　放火防止対策の推進

（14）　統括防火管理者への報告

　　　ア

　　　イ

　　　ウ

第３　消防機関との連絡等

１　消防機関へ報告、連絡する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |
| 防火管理者選任（解任）届出 | 　防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| 消防計画作成（変更）届出 | 　消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　防火管理者の変更イ　自衛消防組織の変更ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更エ　防火管理業務の一部委託に関する事項の変更オ　その他記載内容の変更 | 防火管理者 |
| 消防訓練実施の事前通報 | 　自衛消防訓練を実施するとき（自衛消防訓練届出書） | 防火管理者 |
| 消防用設備等点検結果報告 | 　　　に１回（総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書） | 防火対象物の関係者 |
| 防火対象物点検結果報告 | 　　に１回 | 管理権原者 |
| 消防用設備等設置届出書 | 消防用設備等を新設、増設、移設、取替え等したとき | 防火対象物の関係者 |

２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

　　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書

類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備

し、保管する。

第４　火災予防上の点検・検査

１　日常の火災予防

（１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　が行う日常の任務は、

別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとす

る。

（２）　別表１は、　　　　　に配布するとともに、休憩室など見やす

い場所に掲示する。

（３）　防火管理者は、定期的に各担当者へ聞き取りを行い、担当者の

任務の進捗状況を確認する。

（４）　防火担当責任者は、全従業員等が別表１の注意事項を実施し

ているか確認を行う。

２　自主的に行う検査・点検

（１）　火災予防上の自主検査

　　　　　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行

う。

　　　ア　日常的に行う検査は、別表２『自主検査チェック表（日常）「火

気関係」』及び別表３『自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」』

に基づき、　　　　　　　　　　　　　がチェックする。

（ア）「火気関係」のチェックは、　　　　　　　に行う。

（イ）「閉鎖障害等」のチェックは、　　　　　　　行う。

　　　イ　定期的に行う検査は、別表４「自主検査チェック表（定期）」に

基づき、　　　　　　　　　　　　　がチェックする。

実施時期は、　　　　　　　　　　　とする。

　　　ウ　防火管理者は、定期的に自主検査の実施状況を確認する。

（２）　消防用設備等の自主点検

　　　　　消防用設備等の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

　　　ア　自主点検は、別表５「消防用設備等自主点検チェック表」に基づ

き　　　　　　　　　　がチェックする。

　　イ　実施時期は、　　　　　　　　　　　　とする。

３　防火対象物の法定点検（該当・非該当）

（１）　防火対象物の法定点検は、　　　　　　　　　　行う。

（２）　防火管理者は、防火対象物の法定点検実施時に立ち会わなけ

ればならない。

４　消防用設備等の法定点検

（１）　消防用設備等の法定点検は、　　　　　　　　に委託して、別

表６により行う。

（２）　防火管理者は、消防用設備等の点検実施時に立ち会わなければ

ならない。

５　報告等

（１）　自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管

理者に報告する。（不備欠陥がある場合は、早急に報告する。）

（２）　防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、

管理権原者に報告し改修しなければならない。

（３）　防火管理者は、不備欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかか

るものについては、管理権原者の指示を受け改修計画を樹立する。

第５　厳守事項

１　従業員等が守るべき事項

（１）　　　　　　　は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、

防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するよう次の事項

を行わなければならない。

　　　ア　廊下、階段、通路には物品（避難の障害となる物）を置かない。

　　　イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自

動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合

は、直ちに除去する。

　　　ウ

　　　エ　上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管

理者に報告する。

（２）　火気管理等

ア　喫煙管理については常に注意し、火気設備器具の自主検査と合

わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ　喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ　火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ　燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可

燃物に接近して使用しない。

カ　危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

（３）　防火管理者への連絡、承認事項

　　　次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けな

ければならない。

ア　指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ　各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ　危険物等を使用するとき

（４）　放火防止対策

ア　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ　建物内外の整理整頓を行う。

ウ　トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

エ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

２　防火管理者等が守るべき事項

（１）　収容人員の管理

　ア　防火管理者は、建物内の収容能力を把握し、過剰な人員が建物内

に入ることがないよう従業員に徹底する。

　　イ

（２）　工事中の安全対策の樹立

ア　防火管理者は、工事を行うときは工事中の安全対策を樹立する。

　　　　また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必

要に応じて消防計画の変更届出を行う。

（ア）増築等で建築基準法第７条の６に基づき特定行政庁に仮使用申

請をしたとき

（イ）消防用設備等・特殊消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設

備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき

　　イ　工事人等の遵守事項

　　　防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

（ア）溶接・溶断など火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準

備して消火できる体制を確保すること。

（イ）工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火

気の使用等を行わないこと。

（ウ）工事場所ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況につい

て、定期に防火管理者に報告させること。

（エ）危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受け

ること。

（オ）放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。

（３）　火気の使用制限

　防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができ

る。

ア　喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

イ　火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定

ウ　危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定

エ　工事等の火気使用の禁止又は制限

（４）　その他

　　ア　　　　　　　　　　　　の閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに明

示する。

　イ　避難経路図（別図２）を作成し、　　　　　　　　　　　　　に

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　掲出する。

第６　自衛消防の組織等

１　組織の編成

自衛消防組織の編成は、別表７のとおりとし、この別表は、

　　　　　　　　　　　　　　　　の見やすいところに掲示する。

２　自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

（１）　通報・連絡

ア　火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した

者は、119番通報

　　　　　　　　　　　　　するとともに、周囲の者に連絡する。

　イ　ぼやで消えた場合であっても、必ず消防機関へ通報する。

　ウ　管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表によ

り、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

　　（２）　初期消火

　　ア　初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行

う。

　　イ　初期消火担当は、近くにある　　　　　　　　　　　　　を用

いて消火する。

（３）　避難誘導

　　ア　避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

　　イ　　　　　　　　　　を使用して落ち着いて行動するよう誘導す

る。

　　ウ　避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立

って、誘導する。

　　エ　避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消

防隊長に報告する。

　　オ

（４）　安全防護

　　ア　逃げ遅れた者がいないことを確認した後、　　　　　　　　を

　　　　　　　　　　　　　　　　閉鎖する。

　　イ

（５）　応急救護

　　ア　応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密に

して、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

　　イ　応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録す

る。

（６）　救出、救護

　　　　応急救護担当は、地震時において前（５）の任務のほか、次の活

動を行う。

　　ア　倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に

備える。

　　イ　救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多

数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

３　自衛消防隊の活動範囲

（１）　自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

（２）　近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合

は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自

衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第７　休日、夜間の防火管理体制

１　休日、夜間に在館者がいる場合（該当・非該当）

（１）　休日、夜間の防火管理体制

　　　休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確

保する。

（２）　休日、夜間における自衛消防活動

　　　休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内

にいる者全員で次の初動措置を行う。

　ア　通報連絡

　　火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の

勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者

に速やかに連絡すること。

イ　初期消火

　　全員が協力して、　　　　　　　　　　　　　を有効に活用し適

切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ　避難誘導

　　工事、点検等のため入館者がある場合は、　　　　　　　　を使

用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。

エ　消防隊への情報提供等

　　消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速

やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

２　休日、夜間に無人となる場合（該当・非該当）

休日、夜間において無人となる場合で、火災発生等の連絡を受けた防火　管理者等は、直ちに現場に駆けつけなければならない。

３　緊急時の連絡先

　　（１）　役職・氏名：

　　（２）　電話番号：

第８　地震対策

１　日常の地震対策

（１）　地震対策を実施する責任者は、管理権原者とする。

（２）　地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア　ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ　窓ガラスの飛散防止措置及び看板、広告塔等の落下防止措置を

行う。

ウ　火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ　危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

（３）　地震時の非常用物品等を確保し、有事に備えるとともに、定期

に点検整備を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 備蓄品目 | 備蓄場所 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　 |

２　地震後の安全措置

（１）　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

（２）　出火防止

ア　火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓・器具栓を閉止又は電

源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

（３）　出火状況の確認、けが人の発生状況を確認する。

（４）　地震による揺れがおさまった後、防火担当責任者等は、二次災

害の発生を防止するため、建物、火気設備器具及び危険物施設等

について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置

を行う。

（５）　各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

　　（６）　避難経路の確保を行う。

３　地震時の活動

地震時の活動は、次の事項について行う。

（１）　情報収集等

　　　通報連絡担当は、次のことを行う。

ア　テレビ、ラジオなどにより、情報の収集を行う。

イ　混乱防止を図るため、必要な情報は店内にいるお客等に知らせ

る。

（２）　救出、救護

ア　救出、救護活動にあたっては、応急救護班を中心とし、他の自衛

消防隊員も活用して実施する。

イ　負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、地震時の被

害状況により緊急を要するときは、救護所、医療機関に搬送する。

（３）避難誘導等

ア　各避難誘導担当は、お客等の混乱防止に努め、次のことを行う。

（ア）　　　を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照

　　　明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや、壁ぎわなど安

全な場所で待機させる。

（イ）　　　を広域避難場所に誘導するときは、指定（広域）避難場所

（　　　　　　　　　）までの順路、道路状況、地域の被害状況

について、説明する。

（ウ）避難は、防災関係機関の避難指示又は自衛消防隊長の命令により

行う。

（エ）避難誘導は、　　　　の先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

（オ）避難には、車両等は使用せず全員徒歩とする。

（カ）避難は、一次避難集合場所である屋外とし、人員確認後に指定（

広域）避難場所まで避難する。

イ　各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上

支障となるものの除去を行う。

４　その他

管理権原者は、建物を復旧して使用を再開する場合は、次の措置を講じ

るものとする。

（１）　避難経路の明確化

　　（２）　立入禁止区域の指定と従業員に対する周知徹底

第９　防災教育

１　防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のとおり

とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 実施回数 | 実施者 |
| 　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　　 |
| 　　　　　 | 　　　　　 | 　　　　　　 |

２　自衛消防隊員等の育成

（１）　自衛消防組織

　　　　　管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、

自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進

するものとする。

３　防災教育の内容及び実施方法

（１）　防災教育の内容は実施者の任務分担を定め、概ね次の項目につ

いて教育する。

　　　ア　消防計画について

　　（ア）　　　　　　が守るべき事項について

　　（イ）火災発生時の対応及び地震時の対応について

（２）　防災教育の実施方法

　　　ア　新入社員等採用時の研修期間中に実施する。

　　　イ　毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

第１０　訓練

１　訓練の実施時期

（１）　訓練の実施時期・実施者・実施対象者・実施回数は、次表のと

おりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練の種別 | 実 施 時 期 | 備　考 |
| 消火訓練通報訓練避難訓練総合訓練 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・別記１により、実施する。・総合訓練は、消火、通報及び避難訓練を含む |

　　（２）　訓練指導者は、原則、防火管理者とする。

　　　　　　訓練指導者を防火管理者以外の者に行わせる場合は、防火管

理者が訓練指導者を指名して行う。

（３）　訓練の参加者

　　　ア　自衛消防隊員

　　　イ　　　　　　　　　　　　　（ローテーションを組み全従業員等

が体験できるようにする。）

　　（４）　防火管理者は訓練を実施しようとするとき、事前に「自衛消防

訓練届出書」を管轄する消防署へ提出する。

（５）

２　訓練時の安全対策

　　訓練指導者は　　　　　　　とし、訓練時における自衛消防隊員の事

故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

（１）　訓練実施前

　　　ア　訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実

施する。

　　　イ　事前に訓練参加者の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があ

ると判断した場合は、参加させない等の必要な措置を講じる。

（２）　訓練実施時

　　　ア　訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認め

た場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる

こと。

　　　イ　訓練指導者は、補助者等を配置するとともに、各操作などの安全

を確認すること。

（３）　訓練終了後

　　使用資機材収納時には、手袋・保安帽を着装させるなど十分に安

全を確保させる。

附　則

この消防計画は、令和　　年　　月　　日から施行する。

|  |
| --- |
| 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項　　　　別表１ |
| 防火管理者 |  |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　名 | 担当区域 | 氏　名 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従業員等の注意事項 |
| 　１　消火器、屋内消火栓設備などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。　２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。　３　火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。　４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。　５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。　６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。　７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。　８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。　９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。　10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。　11　電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。　12　火元責任者は、担当区域の火気の状況を管理すること。 |

|  |
| --- |
| 自主検査チェック表（日常）「火気関係」　　　　　月　　　　　別表２ |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |
| 日 | 曜日 | 実　施　項　目 |
|  |  |  |  |  |
| １１ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３５ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６７ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |
|  (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。○…良　×…不備・欠陥　△…即時改修 | 確認者 |  |
|  |

|  |
| --- |
| 自主検査チェック表（日常）「閉鎖障害等」　　　別表３ |
| 実施責任者 |  | 担当範囲 |  |
| 実施日時 |  |  |
| 実施項目 | 確認箇所 | チェック状況 | チェック状況 |
| 避難障害 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 閉鎖障害 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 操作障害等 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 備　考 |  |  |  |  |
|  (備考)　不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。○…良　×…不備・欠陥　△…即時改修 | 確認者 |  |
|  |

|  |
| --- |
| 自主検査チェック表（定期）　　　　　　 別表４ |
| 実施項目 | 確　認　箇　所 | 結果 |
| 建　物　構　造 | 基礎部 | 上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。 |  |
| 柱・壁・床 | 欠損・ひび割れ・脱落等はないか。 |  |
| 天井 | 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| 窓枠ガラス | 窓枠ガラスは、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、変形等がないか。 |  |
| 外壁 | 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。 |  |
| 屋外階段 | 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| 手すり | 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。 |  |
| 消防隊非常用進入口 | 表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防　火　設　備 | 外壁の構造及び開口部等 | ①外壁の耐火構造等に損傷はないか。②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。③防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| 防火区画 | ①防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。②階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。⑤防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避　難　施　設 | 廊下・通路 | ①有効幅員が確保されているか。②避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| 階段 | ①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。②階段室の内装は不燃材料になっているか。③階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。④非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 避 難 口 | 避難階の避難口（出入口） | ①扉の開放方向は避難上支障ないか。②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。③避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。④避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火 気 設 備 器 具 | 厨房設備 | ①可燃物品からの保有距離は適正か。②ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。③油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。④排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。⑤燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| ガスストーブ石油ストーブ | 　火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電 気 設 備 | 変電設備 | ①電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。③変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| 電気器具 | ①タコ足の接続を行っていないか。②許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危 険 物 施 設 | 少量危険物貯蔵取扱所 | ①標識は掲げられているか。②掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。③容器の転倒、落下防止措置はあるか。④整理清掃状況は適正か。⑤危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 |  |
| 指定可燃物貯蔵取扱所 | ①標識は掲げられているか。②貯蔵取扱所周囲に火気はないか。③整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 実施者氏名 | 実施日 | 実施者氏名 | 実施日 | 確認者 |
| 構　造 |  |  | 火気使用 |  |  |  |
| 防　火 |  |  | 電　気 |  |  |  |
| 避　難 |  |  | 危険物 |  |  |  |

|  |
| --- |
| 消防用設備等自主点検チェック表　　　　　 別表５ |
| 実施設備 | 確認箇所 | 結果 |
| 消火器 | ①設置場所に置いてあるか。②消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。③安全栓が外れていないか。④ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。⑤圧力計が指示範囲内にあるか。 |  |
| 屋内消火栓設備泡消火設備（移動式） | ①使用上の障害となる物品はないか。②消火栓扉は確実に開閉できるか。③ホース、ノズルが接続され、変形損傷はないか。④表示灯は点灯しているか。 |  |
| スプリンクラー設備 | ①散水の障害はないか。（例．物品の集積など）②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。③送水口の変形及び操作障害はないか。④スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。⑤制御弁は閉鎖されていないか。 |  |
| 水噴霧消火設備 | ①散水の障害はないか。（例．物品の集積など）②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。③管、管継手に漏れ、変形はないか。 |  |
| 泡消火設備（固定式） | ①泡の分布を妨げるものがないか。②間仕切り棚等による未警戒部分はないか。③泡のヘッドにつまり、変形はないか。 |  |
| 不活性ガス消火設備ハロゲン化物消火設備粉末消火設備 | ①起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置）②手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。③スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。④貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。 |  |
| 屋外消火栓設備 | ①使用上の障害となる物品はないか。②消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。③ホース、ノズルに変形、損傷はないか。 |  |
| 動力消防ポンプ設備 | ①常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。②車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。③管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。 |  |
| 自動火災報知設備 | ①表示灯は点灯しているか。②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。③用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。④感知器の破損、変形、脱落はないか。 |  |
| ガス漏れ火災警報設備 | ①表示灯は点灯しているか。②受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。③用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による末警戒部分がないか。④ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。 |  |
| 漏電火災警報器 | ①電源表示灯は点灯しているか。②受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。 |  |
| 火災通報装置 | ①専用電話機付近に障害となる物がないか。②専用電話機の受話器は外れていないか。 |  |
| 非常ベル | ①表示灯は点灯しているか。②操作上障害となる物がないか。③押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。 |  |
| 放送設備 | ①電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。②試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。 |  |
| 避難器具 | ①避難に際し、容易に接近できるか。②格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。③開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。④降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。⑤標識に変形、脱落、汚損がないか。 |  |
| 誘導灯 | ①改装等により、設置位置が不適正になっていないか。②誘導灯の周囲には､間仕切り､衝立､ロッカー等があって､視認障害となっていないか。③外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。④不点灯、ちらつき等がないか。 |  |
| 消防用水 | ①周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。②道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。③地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。 |  |
| 排煙設備 | ①起動装置の周囲に障害となる物はないか。②排煙口の周囲に障害となる物はないか。 |  |
| 連結散水設備 | ①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。③散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。④散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。 |  |
| 連結送水管 | ①送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。②送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。③放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。④放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。⑤表示灯は点灯しているか。 |  |
| 非常コンセント | ①周囲に使用上障害となる物がないか。②保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。③表示灯は点灯しているか。 |  |
| 検査実施者氏名 |  | 確認者 |  |

|  |
| --- |
| 消防用設備等点検計画表　　　　　　　 別表６ |
| 消防用設備等の種類 | 点検実施月 |
| 機器点検 | 総合点検 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

＊　消防用設備等・特殊消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

|  |  |
| --- | --- |
| 点検設備業者 |  |
| 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |

|  |
| --- |
| 自衛消防隊の編成と任務（その１　本部隊）　　 別表７ |
| 　　　　自衛消防隊本部長　 　　　　　　（自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。）　　　　自衛消防隊長　　　 　　　　　　（自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。）　　　　自衛消防副隊長　　 　　　　　　（隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。） |
| 本部隊の編成 | 各班の任務 |
| 指揮班 | 　　　　　　　　　　 | １　隊長、副隊長の補佐２　自衛消防本部の設置３　地区隊への命令の伝達並びに情報の収集４　消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導５　その他指揮統制上必要な事項 |
| 通報連絡班 | 　　　　　　　　　　 | １　消防機関への通報並びに通報の確認２　館内への非常通報並びに指示命令の伝達３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） |
| 消火班 | 　　　　　　　　　　 | １　出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事２　地区隊が行う消火作業への指揮指導３　消防隊との連携及び補佐 |
| 避難誘導班 | 　　　　　　　　　　 | １　出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達２　非常口の開放並びに開放の確認３　避難上障害となる物品の除去４　逃げ遅れの確認及び本部への報告５　ロープ等による警戒区域の設定 |
| 安全防護班 | 　　　　　　　　　　 | １　火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖２　非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止３　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 |
| 救護班 | 　　　　　　　　　　 | １　応急救護所の設置２　負傷者の応急処置３　救急隊との連携、情報の提供 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火管理業務の一部委託状況表　　　　　　 別表８

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者 | 名称（氏名） |  |
| 住所（所在地） |  |
| 電話番号 |  |
| 担当事務所 | 名称 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |
| 委託の方式及び受託者の行う防火管理業務の範囲・方法 | □　常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災等が発生した場合の初動措置　　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導等□　周囲の可燃物管理□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所：□守衛室　□その他（　　　　　　　　）常駐人員：　　人委託する防火対象物の範囲　□全域□その他（　　　　　）委託する時間帯（営業日等）：　　時　　分　～　　時　　分（上記以外）：　　時　　分　～　　時　　分 |
| □　巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導等□　周囲の可燃物管理□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数：　　　回巡回人員：　　　人委託する防火対象物の範囲　□全域□その他（　　　　　）委託する時間帯（営業日等）：　　時　　分　～　　時　　分（上記以外）：　　時　　分 ～　　時　　分 |
| □　遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導等□　関係者への通報□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所：到着所要時間：　　分委託する防火対象物の範囲　□全域□その他（　　　　　）委託する時間帯（営業日等）：　　時　　分　～　　時　　分（上記以外）：　　時　　分　～　　時　　分 |

 |

|  |
| --- |
| 防火管理マニュアル　　　　　　　　 別記１ |
| 〔消防計画について〕　　当事業所の消防計画を再確認してください。　１　通報連絡担当者（　　　　　　　　　　　　　　）　２　初期消火担当者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　３　避難誘導担当者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　４　日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）　５　定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）〔火気設備器具について〕　１　火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。　２　火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。　３　火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。　４　地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。　５　終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。〔喫煙について〕　１　喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。　２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。　３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。〔危険物の取扱いについて〕　１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。　２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。〔避難施設の維持管理について〕　１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。　２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。〔放火防止対策について〕　１　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。　２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。　３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。　４　店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。〔火災時の対応〕　１　通報連絡：119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）　　　　　　　　防火管理者に連絡し、指示を受けてください。　２　消火活動：消火器を使って、消火活動を行います。　３　避難誘導：避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。〔地震時の対応〕　１　まず身の安全を図ってください。　　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。　２　火の始末を行ってください。　　　揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。 |

避難口経路図　　　　　　　　　　別図２